

は じ め に

今日、経済・社会構造の変化や少子・高齢化の進展など、教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、教育委員会においては、責任体制の明確化や体制の充実を図り、教育行政の中心的な担い手として、その役割を発揮していくことが求められています。

教育委員会の設置についての根拠法となる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年、点検・評価を実施することが義務付けられており、平成20年度に施行され、今年度は第9回目となります。

雄武町教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、ここに平成28年度報告書を作成いたしました。

雄武町教育委員会としては、次年度以降につきましても、点検・評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善を絶えず図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年2月

雄武町教育委員会